

公益財団法人国際労務管理財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人国際労務管理財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 この法人は、海外進出企業に係る効果的な労務管理システムの開発・普及及び海外進出企業の支援、海外諸国との人材交流並びに外国人技能実習生の受入れ事業等の監理団体として行う事業を通し、海外進出企業における労務管理の適正化及び海外への技術・技能の円滑な移転を図り、もって海外進出企業の健全な発展及びその労働者の福祉の増進並びに国際交流の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 海外諸国における労働事情及び企業の海外進出等に関する調査研究及び支援等の国際交流事業
- (2) 海外諸国の青少年等の育成及び親善交流等の海外諸国との人材交流事業
- (3) 技術・技能の修得を目的とする外国人技能実習生受入れ事業を行う実習実施機関の監理団体としての業務及び無料職業紹介事業
- (4) 特定技能外国人受入事業を行う登録支援機関としての業務及び職業紹介事業
- (5) 広報誌の発行等の広報活動
- (6) その他この法人の目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(規律)

第5条 この法人は、評議員会において別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 資産及び会計

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種類とする。

2 この法人の目的である事業を行うために必要な基本財産は、評議員会及び理事会の決議により定められた財産とする。

3 基本財産以外を運用財産とする。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て行う。

2 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分、除外し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議及び評議員会の決議を得て、その一部を処分、除外し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経ることとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(暫定予算)

第12条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することが

できる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て定時評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- 3 第1項及び前項第2号から第4号までの書類については、毎事業年度終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

- 4 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第14条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第15条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において総理事の3分の2以上の決議及び評議員会の決議を得なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様とする。

(会計原則)

第16条 この法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会及び評議員会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

第3章 評議員

(評議員の定数)

第17条 この法人に、評議員4名以上15名以内を置く

(評議員の選任又は解任)

第18条 評議員の選任又は解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学

共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

4 前項の場合には、次の事項も併せて決定しなければならない。

（1）当該候補者が補欠の評議員である旨

（2）当該候補者を1名又は2名以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

（3）同一の評議員（2名以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の評議員）につき2名以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

5 第3項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

6 評議員は、理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

7 評議員に異動があったときは、遅滞なく行政庁にその旨を届け出なければならない。

（評議員の任期）

第19条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了の時までとする。

3 評議員は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第20条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で評議員会の決議を経て、別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

2 評議員に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第4章 評議員会

（構成）

第21条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第22条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分又は除外の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第23条 評議員会は、定時評議員会として毎年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第24条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各評議員に対して通知しなければならない。

(議長)

第25条 評議員会の議長は、当該評議員会において、評議員の中から選出する。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任

- (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき、その事項について決議に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
- 5 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び当該評議員会において、評議員の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員設置)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外のうち4名以内を法人法第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員選任)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は理事長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より専務理事、常務理

事と会長を選定することができる。

(役員等の構成)

第30条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他政令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることとなってはならない。

2 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

3 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

4 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、理事会において、別に定めるこの法人の業務を分担執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する（代表権の行使は除く。）。

4 常務理事は、理事会において、別に定めるこの法人の業務を分担執行する。

5 会長は、理事長より委嘱された業務を行い、また、理事長の諮問に応え、この法人の重要な業務の執行について意見を述べることができる。

6 理事長、専務理事、常務理事及び業務を執行する理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

(3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。

- (4) 前号の報告をするための必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。
また、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (5) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (6) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (7) その他の法令上の権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第34条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の議決権の4分の3以上の決議に基づいて行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第35条 理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内において、評議員会の決議を経て、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができ

る。

(理事の競業及び利益相反取引の制限)

第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること。その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(権限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事、常務理事、会長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備）

(招集)

第39条 理事会は、毎事業年度2回以上、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めたとき又は次の各号の一に該当する場

合には、理事長は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- (1) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき。
 - (2) 第32条第1項第4号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき。
- 4 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(決議)

- 第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。(監事が異議を述べたときは、その限りではない。)

(議事録)

- 第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(顧問)

- 第42条 この法人に、学識経験者及び労働問題等の専門家等による顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問は、理事長の諮問に応じ、専門的な知識及び経験に基づき助言を行う。
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会の決議により理事長が行う。
- 4 顧問の報酬については、評議員会の決議を経て、別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額とする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第43条 この定款は、評議員会において議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の決議を得て変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第18条についても適用する。

(解散)

- 第44条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(株式又は出資に係る議決権の行使)

第47条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 事務局等

(事務局)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第10章 賛助会員

(賛助会員)

第50条 この法人の目的に賛同し、会費を納入する個人、法人又は団体を、この法人の賛助会員とすることができる。

2 賛助会員の取り扱いに関する事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第11章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の業務の執行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益財団法人の設立の登記を行ったときは、この定款の第10条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事（理事長）は池田正英とする。
- 4 この法人の最初の業務執行理事は池田節子とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
井口寛二
狩野庄吾
日下部二郎
芝辻義治
林義貢
安原朋芳

附則

この定款は、平成27年2月1日より適用する。

附則

この定款は、平成31年3月22日より適用する。

附則

この定款は、令和2年4月2日より適用する。

附則

この定款は、令和7年4月1日より適用する。